時事新報定價
時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

| | 五號活字ニテ一行廿四字詰 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 一行ニ付一日限 | 一行ニ付二日以上六日迄 | 一行ニ付七日以上十五日迄 | 一行ニ付十六日以上 |
| 自一行至十行 | 十錢 | 八錢 | 七錢二厘 | 六錢八厘 |
| 自十一行至卅行 | 九錢 | 七錢 | 六錢三厘 | 五錢九厘五毛 |
| 三十一行以上 | 八錢 | 六錢五厘 | 五錢八厘五毛 | 五錢五厘 |


## 時事新報

歸朝記事（前號の續）福澤一太郎氏英文の翻譯

倫敦は廣大無邊なり其市街は不規則に曲折して米國の紐育シカゴ府などの町の井然たるものに似ず故に米國にて是等の都府に住馴れし人が倫敦に來るときは常に驚く者多しと雖も余は米國にて小倫敦と呼ぶボーストン府に在りしかどなれば左のみ之を奇異なりとも思はず但し倫敦の廣きは實に驚く可きものにして其烟も亦驚くに堪へたり市中無數の烟突又い地下鐵道等より起る烟は空中の雲霧に壓せられて滿目雲烟の世界と爲り家屋も立像も一切萬物煤を被りて暗色ならざるはなし吾々は倫敦に居て晴天を見るかと少なし然かも其晴天とて雲間僅に青空の開くを見るのみ眺望い曾て清明ならずして遙に蒸騰氣の朦朧たるものあり余は此風光を見て獨り謂らく倫敦は技術の里にあらず殊に繪畫の術の如きは迚も其發達を望む可らざるものなりと自から戚を成したり又余い倫敦の地下鐵道に就て十分之を稱讃するを得ず米國の地上鐵道の響は之を地下よりして止む可しと雖も隧道内の烟は昨今の好時節よりても尚ほ且つ人を窒塞せしむるに足る可し冬日雲霧の濃厚なるに逢はゞ其樣は如何ある可きやステーションと名くる洞窟より現はれ出る客人は鼻の孔まで真黑あるるみとおらん往古穴居の人民ならでは此地下の鐵道を稱讃する者なかる可し然るに英人は今日尚ほ隧道内に瓦斯燈を用ふれども他年一日瓦斯幷に蒸氣に易るに電氣を以てするは遠きにあらざる可し、吾々は不列顛博物館、倫敦塔、セントポール院、動物園、ウェストミンスター寺院を見物せしに博物館は容易ならざるものなり殊に余が爲めには文學上より利する所少おからず館内古人の遺書多き中にも彼の有名ある マグナカルタの原文あり是れ英國自由の母にして米國獨立の祖母とも名く可きものなり又書翰の中にはアヂソン及びスチールの手書を一對として示し以て其記者の性質を表するものあり優美にして雅なるアヂソンが綴綴に意を用ひて文を草し剛毅なるスチールが有力ある漫筆を揮ふた跡は所謂筆の紀念碑にしてスペクテートル記者の氣風は斯くも殆りし哉と後世の今日より之を思ふて轉た情に堪へず（アヂソン、スチールは千六百年の末七百年の初め當り學者の二大家なりと稱する新聞紙を兩人よて發兌したるなりとあり譯者註）倫敦塔は堅牢至極のものなりして其一を白塔と名く之に登りて一見すれば古代の甲冑武器大小砲等を陳列し拷問の器械も見たりしが體分殘酷なるものあり見物に伴き一友人の戚記に堪へずして其人を保存して後世に至り刑法の進歩を證するは如何と云ふ余は之に同意する者なり此白塔とボーシュー塔との間は敷石の一區劃にして其中央より凡そ二尺四方ばかりの石あり是れなんむかし女王マリーを斬首したる跡ありと云ふボーシュー塔の内も白塔の如く陰氣にして暗く其淋しさは白塔よりも甚ざし石の壁の處々に細ある彫刻の跡あるは昔くこゝに幽閉されさる囚人が無事に苦しみたる業なりと知る可し余が幼少のとき家庭より授けられさる翻譯書中に罪人が獄屋にて幾本の針を弄び日を消さたりとの話ありしが今は之を思出して恰も其實際を見るが如し、シントポールは大伽藍にして其内部には彫刻肖像甚ざ多く彼のウェルリントン侯の肖像も此内に在り、倫敦の動物園は世界第一流と知られさるものにして余が記事も殆んど無用に屬する次第あり方に眠る亞非利加産の大蛇は曾て空腹なりとてブランケットを呑みたりと云ふ、猿の家と甚だ面白く四足あらで四腕の狡猾兒とも名く可きものが鐵の格子より窺に手を伸ばして見物よ餘念なき貴婦人の帽子を掴と紳士の眼鏡を掠め去るあざ折々無益の戲するに格子の傍に用心の掲示あり、二三の大象が自由に戸外に出で八九人より十八人以上の子供を載せ彼方此方と往來して終れば長き鼻を上よ伸ばし背よ在る鐵樣若深より御褒美の菓子を貰ふは體の巨大なるに似ず心の優さきものにこそ、其他日本の山椒魚あり鰐魚あり是は動物中に眠性を具ふるものにして呼吸の外は全く動くことおく又其色も一種非常なるは進化論に云ふ順應の法則に適すると見る可し此色を以て河岸の泥濘に伏し死するが如くして動かざるに於ては他の小弱ある動物は其在る處を知るよ由なくして捕食されるを免る可し或る見物人が戲に杖にて一寸鰐魚の頭を突きけるに忽ち飛起き大の口を開て杖に喰付きたるは以て其中に害心あるを知る可し又一對のカメリオン（蜥蜴の類よして體の色を自在よ變するの性あり譯者注）あり是れは實よ疑く可き動物にして順應の法則を證するよ最も屈強のものなる可し、鐵檻の大あるものに在るは二頭の獅子にして一頭の虎と共よ雜居遊戯するを見より亦一奇觀あり、動物園の記は爰に筆を閣し余は唯これを評して大切なりと云ふの外なし然るよ世間には才子多く自から稱して實際家と名乗り動物園の如きを見て是れは實際に無益なりと云ふ者もあらんなれども請ふ見よ學問進歩の根は何れの邊に在るやワットが蒸氣力を發明しフランクリンが電氣と越歴氣とを同一視しさるが如き都て此種の發明は學者の學問に於けるや熱心勉强他事を顧みずして金錢學に暇あらざる者なり這は獨り余が私言に非ず碩學ハクスレーの書中にも同樣の論結と見たることあり學者さる一男子が鐵瓶の傍よ立ち其口より出る湯氣を匕もて受けて滴々集るが如き樣を傍觀したらば例の實際家と之を評して狂と云はざれば愚と名くるよとならんなれども蒸氣力を以て大船車を動かすに至れば無數の實際家は拍手喝采されを稱讃して止まざるに非ずや加之蒸氣電氣を利用して十九世紀の世界よ妙光明と放ちたりと云ふと雖も唯是れ專實商人等が學理の一小部分を賀地よ適用したるのみにして其奥藴は今尚ほ無盡なりと云ふ可し故よ學理の滴川は實よ大切にして彼の專實商人の心匠の巧あるど以て世よ重きを成す可きは至當なれども純然たる學理の人は其心事の至誠無雜に由て他の尊敬を博す可きのみならず淺見なる實際家をして侮るよとあらしむ可らざるあり

日本鐵道會社廣告
一日本鐵道會社株式之内六十六株
右華族正五位子爵松平忠和所有之分今般世襲財産ト爲シ
東京市民之名義内大臣白川伯ヨリ被願候間此段廣告仕候

## 官報

○敍任及辭令

丁抹國皇帝陛下ノ宮内長官　セエルドローヴエンスキヨルド

敍勳一等贈與旭日大綬章　丁抹國非職海軍少將兼侍從　エミルフランソワークリエーグル

敍勳一等贈與旭日大綬章　丁抹國外務書記官兼外務大臣秘書官男爵　セヲートヘーンアデレール

敍勳四等贈與旭日小綬章　丁抹國皇帝陛下ノ秘書官長宮中顧問官　エフワイエフローセンスタンド

敍勳三等贈與旭日中綬章　丁抹國皇帝陛下ノ侍從武官陸軍大佐　チワイホスキエール

敍勳三等贈與旭日中綬章　丁抹國外務省出仕陸軍騎兵大尉　コンスタンチンブルン

敍勳四等贈與旭日小綬章

（以上本年二月廿八日）

印刷局會計部長勤務ノ處明治廿一年三月ヨリ五月マテノ間ニ於テ同局ヨリ渡邊六之助長谷川平藏福崎和吉等ヘ下附スヘキ金圓ヲ同局雇田中鎌太郎カ取扱中擅費或ヘ騙取シタルニ心付カス遂ニ官損ヲ釀シタル段不都合ニ付罷貴ス（九月十三日大藏省）

○軍艦發着　筑紫、武藏の兩艦は去る十一日扶桑、海門の兩艦は一昨十三日孰れも釜山よ向ひ仁川板錨天龍艦は去る十一日吳港板錨一昨十三日江田嶋へ投錨鳳翔艦は一昨十三日館山に向ひ横須賀を拔錨せり（海軍省）

○幌内鐵道乘客及收入　北海道幌内鐵道に於ける去る四月より同六月に至る三箇月間の乘客荷物及賃金は左表の如し（北海道廳）

| | | |
|---|---|---|
| 乘客 | 三九、八〇五人 | 九、五五六、四一〇圓十錢厘 |
| 貨物 | 三、八四三、六四九噸 | 一七、〇五四、六〇〇 |
| 石炭 | 二五、五六七、二八 | 一八、二三六、一九〇 |

## 雜報

○市町村制度實施の準備　過般市町村制の發表するや實施は來年四月一日以後各府縣の適宜よりよるとあるより就れの府縣も期日に至れば速に實施せんとて目下各地方の官民は之が準備に忙しく思の外に事の捗取り好き由は毎度聞く處なり今其準備に關し一二縣下の模樣を聞き得たれば茲に其概略を記載せんに靜岡縣よては制度の發表するや去る七月上旬を以て縣下の各郡長を縣廳に招集し市町村實施の準備に取掛る旨を沙汰して知事より順序の心得なりと云ふを示したり其概略は施行の期日を來年四月一日と豫定し此期に至れば直ちに實行せん爲め成る可く準備に意りおき樣よし偖其準備中最も重要なる事柄い有力の町村を造成するよあると勿論なれば現今の町村よして區域狹隘又は戸口僅少なるより獨立自治よ堪ふる資力おき者は之を合して有力のものと爲さゝる可からず依て先づ縣廳よりは各郡長に町村區域更定の標準幷よ之よ關する取調べの事項、町村共有財産の處分法等を訓示す可きに付き郡長は其關係町村の戸長、町村人民總代、町村會議員其他重立ちたる者の意見と問ふは勿論尚は各町村の適宜よ協議委員等を撰擧せしめ又郡長も親しく町村を巡廻して今回町村の分合を要する理由と既示し地方の多數人民の意見情願を詳らかに諸般の事項を調査したる後、意見を付して縣廳に上申す可きものとし縣廳は此上申を受けて各郡長の意見を審査し縣廳の意見若くは人民の情願等と異なる點あるに於ては更に調査を遂げたる上茲よ初めて町村の分合幷に組合の見込を定め其筋に請ふて認可を受け新制よ要する會議、吏員費用等を定むる都合なれば愈々制度實施の準備を整る豫定事達すれば愈々制度實施の準備を整る豫定事助役の撰任、町村長に達すれば愈々制度實施の準備を整る豫定より新町村長に達すれば愈々制度實施の準備を整る豫定年六月三十日の期と假定して出來際多少の延期を要す右の通り町村の備は擧げて人民は多少制裁を加へ任せん趣意にて準備に取掛りさ議を催はして頻り行はれて分合の分合共他市町村も近日の内にあ在る所を尋ねて發し各郡長を呼しめさる其諮問諮問案　町村の準備あり即の大半は狹少得るを得さるもの は法律の旨趣ならも又町村も愈々輕減すらず而して其一町村と爲す得るの資格あ之を合併せし して之か處分は關係町村に爲すを欲せず向ふ所に從てすれは可ゝんと欲し茲に永遠の大計を最も今日の急務を體し宜し審議答申あ

右の諮問案と同其趣意は町村制有力の町村を造ざるい勿論ある分合の方法に於て は町村の長老靈さしむる爲示し一切の事、んとの意を明の會議を催ほの抜取りたる發見して縣官と云ふ長野縣市町村制の準備れも放任の主分と定むるの來年之が實と云へり

南龍神社
報告ス
明治廿一年九月
來ル十五日御開始相成候ニ付鐵道
來ル十月一日ヨリ三日間宮城縣仙臺區ニ於テ二歲馬
（洋種四十頭）（和種六十頭）共進會ヲ開キ四日五日ハ競賣
明治廿一年九月
宮城縣仙臺區役所